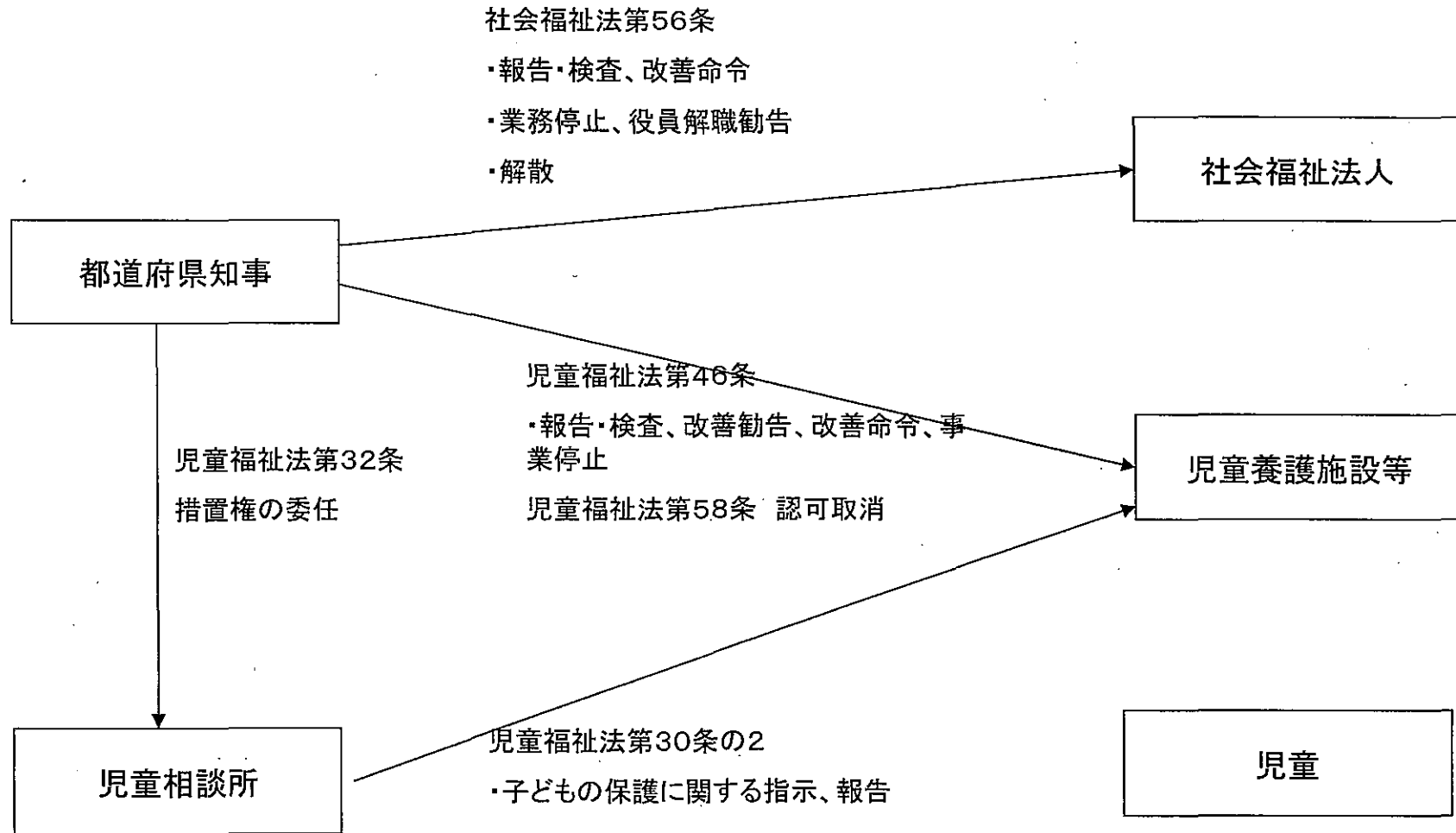


都道府県知事等が行う監督等



※ 児童福祉施設は苦情解決のための窓口の設置等の必要な措置を講じることが義務づけられている。

(児童福祉施設最低基準第14条の3)

※ 子どもの苦情相談窓口として、各都道府県の社会福祉協議会に運営適正化委員会(社会福祉法第85条)が設置されている。

児童の権利擁護のための課題と対策(案)

施設内虐待等の要因として指摘されている事項
「今後目指すべき社会的養護体制に関する検討会」
中間取りまとめより

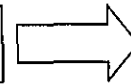
検討項目のうち、対応策として考えられるもの

○ 子どもの抱える課題の複雑さに対応できていない職員の教育



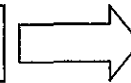
- 研修体制の拡充
- 基幹的職員の配置による職員の指導等
(検討項目4.)

○ 施設のケア体制の課題



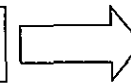
- 子どもの状態に応じた年齢に応じたケア体制の見直し・強化のための方策
- チームケアの推進、そのための体制整備
- 個別的なケアの実施のための方策
(検討項目3.)
- 基幹的職員の配置による自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等
(検討項目4.)

○ 自治体の監査体制の課題



- 都道府県の監査体制の強化
- 国による監査マニュアルの見直し
(検討項目5.)

○ 施設運営の不透明性



- 第三者機関の設置等
- 施設内虐待等が起こったときに外部へ知らせる仕組(届出、通報等)とその後の対応
(検討項目5.)